

第47回本部八重岳桜まつり出店要項

【1. 目的】

- ・本部八重岳桜まつりの円滑な運営に資するため、出店に関する要項を定める。

【2. 出店期間（テナント営業許可日時）】

- ・花見期間中の出店とする。営業時間は下記のとおりとする。

令和7年1月18日（土）～2月2日（日） 10:00～18:00

※出店する事業所は1月18日と1月19日の出店は必須とする。

1月20日以降に関しては申込書に記載し事務局に提出するものとする。

【3. 実施場所】

- ① テントに関しては下記の通りとする。
- ・本部八重岳桜まつり会場（桜の森公園管理棟前歩道）
※出店場所詳細については管理棟前になります
- ・募集店舗数【飲食店6店キッチンカー5台】

※キッチンカーに関しては給排水、電気設備は設けていないので各自で準備をお願い致します。

【4. 出店資格】

- ① 原則として、本部町飲食業組合員（以下「会員」という。）又は本部町商工会会員とする
※会員は、会費等の未納が無い者。
- ② 予定店舗数は先着順とし、町内事業所を優先とする
- ③ テナント会議へ参加できること。
- ④ 法令等により許認可を必要とする業種の場合、その許認可（簡易営業許可もしくは臨時営業許可証）をうけており、生産物賠償責任保険に加入していること。

【5. 申込み方法及び受付期間】

- ① 期 間 令和6年12月21（土）～ 令和6年12月25日（水）
午前9時～午後5時
- ② 申込先 本部町飲食業組合（八重岳桜まつり担当者宛て）
郵便番号：〒905-0205
住 所 ：本部町字山川969
電 話 ：090-1947-0355

※所定の「出店申込書」に必要事項を記入のうえ郵送または直接手渡し、FAX、メールにてお願いします

郵送先

郵便番号：〒905-0205
住 所 ：本部町字山川969
本部町飲食業組合（八重岳桜まつり担当者宛て）

FAX 番号 0980-48-4818

メールアドレス makotomochiten@gmail.com

※簡易営業許可または臨時営業許可証を必要とする業種は、許可証の写しと保険の加

入者証の写しを提出すること。

【6. テナント会議】

- ・日時：令和6年1月8日（水）午後2時00分～
- ・場所：本部町産業支援センター 2F研修ホール

○出店場所の決定方法について

本部八重岳桜まつりの円滑な運営に資するため事務局にて決定します

【7. 出店料】

- 飲食店（町内60,000円）
- キッチンカー（町内50,000円）
- 農産物コーナー 10,000円

※尚、公的機関等による出店料は別途まつり実行委員長または飲食業組合長が定める。

【8. 出店料の納付等】

- ① 出店料はテナント会議の日に納付し、場所等確定後辞退することはできない。
- ② 天災等や不測の事態によりまつり実行委員会が中止を宣言した場合（日程が短縮された場合）でも出店料は返金いたしません。

【9. 店舗（テント）設営について】

- ① テント設営許可期間 令和7年1月15日（火）午前9時から
令和7年1月17日（金）午後5時まで
※保健所の（新規・更新）検査は、各自申請・連絡の上検査を受けてください。
キッチンカーについては当日の10時までに設置を完了させてください。
- ② テナント撤去について→まつり終了後～翌日月曜日正午迄に終えてください。
- ③ 店舗（テント）について
 - ・テント等は出店事業所各自でご用意下さい。
 - （上記出店料にテント設置費用は含まれておりません。）
 - ※2間×3間（3.6m×5.4m）以内の テントを各自にてご準備下さい。
 - 農産物コーナーは 3.0m×3.0m 以内のテントを各自にてご準備下さい。
- ④ 電気設備
 - ・店舗内の電気設備等の配線、準備等（電気コード、電球）は各自で行うこと。
 - ※電気容量は、飲食店 4KW、一般店 2KW までとする。
 - ※電気使用可能（通電）時間は下記のとおりとする。
 - 令和7年1月18（土）～2月2日（日） 10:00～18:00

但し機械トラブル等による商品損失などの補償はできませんので、ご理解の上
ご使用ください。

【10. 出店業及び卸業者の搬入許可時間】

- ・各日とも、搬入は午前10時までにを行うものとし、テナント設営撤退以外は会場内に
車両は進入禁止とする。商品搬入は台車等使用する事。業者へ商品追加注文等の場合に
おいて、入口前に車を駐車させないようにすること。

【11. 出店業者の遵守すべき事項】

- ① 出店は1事業所1店舗とする。
- ② 名義貸しは絶対に禁止する。該当者は、即撤退させるものとする。

- ③ 保健所の営業許可証は外から見える位置に原本を貼ること。
- ④ 出店者の商品等の管理については、各自で責任を持ち、実行委員会が指定した場所以外では出店してはならない。
- ⑤ 1事業者の出店スペースは2間×3間（3.6m×5.4m）となりますので、ラインを越えての営業は絶対にしないこと。農産物コーナーは3.0m×3.0mとなります。
- ⑥ 営業時間を遵守すること。
- ⑦ 出店会場は風が強くふくことがあるので、土のう等の重りで対策を各自でとること。
- ⑧ まつり終了時間前に会場内へ車両の乗り入れは絶対にしないこと。
- ⑨ **未成年者へのアルコール類の販売・提供を行ってはならない。**
- ⑩ **未成年のアルコール販売への従事、提供を行ってはならない。**
- ⑪ 出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- ⑫ 各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃をきちんと行うこと。ゴミの収集後にゴミ捨てを禁じます。各自で持ち帰ること。
- ⑬ 飲食店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- ⑭ 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁ずる。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理すること。
- ⑮ テナントの地べたにブルーシートを敷き油等で汚さないようにすること。油等で地べたを汚した場合は各自できちんと掃除をすること。
- ⑯ テナント業者の駐車場は、管理棟前駐車場とする。
- ⑰ コンセントは1事業者1つ（2口）とする。
- ⑱ 保健所から指摘された事項については必ず改善を実施すること。
- ⑲ 出店業者は、テント内に消火器（有効期限内のものに限る）を必ず設置すること。
- ⑳ ガスボンベはテントの外に置くこと。
- ㉑ 発電機の持ち込み及び使用の禁止。（キッチンカーを除く）
- ㉒ まつり開催時間中に商品・材料等を搬入する場合は会場入口に車両を停めないこと。駐車場に車を停めて台車で運ぶこと。
- ㉓ 出店申込受付期間を過ぎた後に出店を辞退・キャンセルをした場合、本まつり及び本部海洋まつりへの出店を3年間は認めないものとする。
- ㉔ まつり実行委員会で食券を発行します。飲食店業者は食券の対応をお願いします。食券はまつり終了後から2週間以内に精算して下さい。それ以降はいかなる理由があっても換金に応じません。精算窓口は本部町役場企画商工観光課となります。精算の際に領収書の準備をお願いします。
- ㉕ 各店舗の売上報告をお願いします。
- ㉖ 出店業者は営業従事者に対し、この要項を熟知させ遵守させること。
- ㉗ 出店に関する事（まつり運営に関する事も含む）は、実行委員会または出店管理担当者（飲食業組合）の指示に従ってください。
- ㉘ カセットコンロ及び木炭の持ち込みを一切禁止する
- ㉙ 設営時の注意点として、テントなどの大きな機材に関しては積み下ろし後、速やかに車両を移動し、細かい器具類等は駐車場より台車等で運んでください。通行車両の妨げにならないよう十分注意してください。
- ㉚ 出店者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます） または反社会的勢力と関与していないこと

【12. その他】

- ① 万一盗難等の不測の事態が生じても実行委員会は一切の責任を負えません。（貴重品は置かぬよう各出店業者においても厳重に管理してください。）
- ② この要項に規定されていない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
- ③ 主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命ずることができる。尚、その場合出店料金は返さないものとし、今後本まつりを含め本部町及び商工会が担当する全てのイベント等に係る出店を受け付けない。

ゴミの回収について

テナント業者のゴミ捨てについては下記の通りとします。

記

1. 所定の場所にゴミを出すこと。会場入り口中央分離帯

ゴミ捨ての時間は下記の通りです。各週土日のみ回収となります

燃えるゴミ	令和7年1月18日（土）18：00～19：00
	19日（日）18：00～19：00
	25日（土）18：00～19：00
	26日（日）18：00～19：00
	2月1日（土）18：00～19：00
	2日（日）18：00～19：00
燃えないゴミ	令和7年1月19日（日）18：00～19：00
	26日（日）18：00～19：00
	2月2日（日）18：00～19：00

2. ゴミは必ず燃えるゴミ、燃えないゴミに分別すること。
また、燃えないゴミについてはビン・カンに分別すること。
3. 指定時間後は絶対にゴミを出してはいけません。
ゴミ回収後にゴミを捨てないこと。
指定時間及び回収に間に合わなかった場合はゴミを持ち帰ること。
4. 店舗周辺は各自責任をもって清掃し、燃える、燃えないゴミを分別し指定された場所に集める。（ゴミ袋は本今清掃組合指定のゴミ袋を使用することとする）
5. ブルーシートや廃油は捨てないこと。各自で処分すること。
6. 平日のごみ処理各自で行い持ち帰る事。
7. その他、まつり実行委員会の指示に従うこと

本部八重岳桜まつり実行委員会